

令和3年度

事業計画

社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会

## 令和3年度 返子市社会福祉協議会 事業推進方針

現在、社会環境による変化は目まぐるしく、精神疾患による離職やダブルケア、8050に代表される中高年世代のひきこもり等、複雑で多岐に亘る生活課題が表面化しています。このような課題を丸ごととらえ、地域住民や支援機関・団体等が自分たちの課題として解決を目指す地域社会、「地域共生社会」の実現が求められています。本市においても、さまざまな生活課題に包括的に向き合う支援体制の整備が進められています。

一方、昨年初頭から我が国でも最初の感染が確認された新型コロナウイルスの猛威は、現在になっても衰えることを知らず、感染予防のための休業や労働時間の短縮は、そのまま収入の減少に直結し、生活に困窮する世帯が増大しています。また、可能な限り人と接触しないように心がける新しい生活様式では、イベントの中止や公共施設の休館、集会やサロンの中止が相次ぎ、高齢者を中心に体力や意欲の低下、孤立化が新たな課題となっています。

令和3年度の本会は、今後ますます増加する恐れのある生活困窮者世帯に対し、体制を強化して支援に臨むと共に、オンライン技術を活用して新しい生活様式に対応した地域の中でつながれる環境の整備を進めます。また、包括的支援体制の推進のため、地域住民や行政、他機関等との連携を緊密に図り、総合相談支援の一翼を担って参ります。

## 令和3年度重点事業

### 1 総合相談支援体制の強化

様々な地域生活課題の把握と解決のため、総合相談支援体制を強化します。地域福祉推進係と地域生活支援係の連携を基軸に、各係が適時連携し、相談支援を行う体制の整備・強化を実施していきます。

### 2 困りごとを抱える人が「つながる」地域づくり

困りごとを抱える人が、問題が深刻化する前に、公的な支援やインフォーマルなサービス等に「つながる」地域づくりを推進します。

様々な事情で孤立している人に対し、地域のなかで地域住民等と「つながる」場づくりを継続して実施します。

### 3 福祉の人材育成活動

地域における介護人材不足解消のため、専門研修や介護の入門的研修など様々なレベルで人材育成に取り組みます。

未来の地域共生社会づくりの基礎として、小中学生を含む住民全体に向けた福祉教育及び福祉活動の担い手育成を強化します。

### 4 法人運営体制の強化

資産運用を図るなど財政基盤を整え、業績目標の設定による人事評価制度の新規実施並びに国の働き方改革への対応の一環として、契約職員等の在り方を見直すなど、運営体制の強化を目指します。

市民及び関係機関等に対し、活動内容を複数の媒体を活用し広報、周知します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、計画している研修・企画等を変更・延期する場合があります。

# 実施計画

逗子市福祉プランの理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の具体化を目指す地域福祉計画（2015～2022年度）に基づき、令和3年度においては、次のとおり事業に取り組む。

## 法人運営部門 企画総務係

### 1 法人運営事業

#### (1) 評議員会・理事会・監事会・苦情解決第三者委員会・部会、評議員選任・解任委員会

##### ① 評議員会

議決機関として機能するとともに、当会の課題を共有し、法人運営、地域福祉推進事業への取り組みを行う。

##### ② 理事会

法人運営・経営、事業推進の方針に基づく円滑な執行をするとともに、担当理事制による部門ごとの課題を提起し、逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画及び当会強化計画の推進を図る。

##### ③ 監事会

法人の財務状況、事業の運営状況を監査するとともに、会計専門家による監査機能の充実を図る。

##### ④ 苦情解決第三者委員会

当会の事業に対し、寄せられた苦情等に対応するため、第三者委員会において、適切な対応を行う。

##### ⑤ 部会

担当理事・評議員で構成する部会を開催し、事務局とともに諸課題の解決策を検討する。

##### ア 法人運営部会

法人運営及び財政課題等の課題解決を図る。

##### イ 地域福祉活動計画部会

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の遂行と各地区の地域福祉活動の充実を図る。

##### ⑥ 評議員選任・解任委員会

評議員の選出について審議・決議する。

#### (2) 研修

##### ① 役員等研修

理事・監事・評議員の機能強化を図るため、福祉の動向を的確に捉え、事

業運営に反映させるための研修を行い、研鑽に努める。

② 職員研修

職員のスキルアップと専門性向上のため、県社協等が開催する各種研修への参加促進を図るとともに、研修内容のフィードバックを積極的に行い、日常業務に反映させる。

(3) 社協会員制度

① 会員制度の推進

自治会町内会や逗子市民生委員児童委員協議会及び協力員とともに募集活動を実施する。団体賛助会員については、寄付金控除なども含めて周知を図る。

ア 個人会員 一口 500円

イ 団体会員 一口 5,000円

ウ 団体賛助会員 一口 5,000円

## 2 企画広報事業

(1) 企画

① 第五次強化計画の進行管理

地域福祉計画・活動計画推進に向けての基盤整備を目的とした第五次強化計画の進行管理を引き続き行う。

② 福祉功労者の表彰

地域福祉の推進に功労顕著な市民や福祉団体及び施設職員等に対し、表彰及び感謝の顕彰を行う。

③ 業務のスリム化

環境面、コスト面等に配慮し、業務全般の効率化を図る。

(2) 広報

① ガイドブックの作成

各種事業等を掲載した「ガイドブック」を作成し、市民の理解を深める。

② 広報紙の発行

広報紙「さくら貝」を隔月発行し、当会活動内容を周知する。

③ ホームページの運営

ホームページ等のインターネット情報媒体を活用し、当会の活動内容をより効果的に情報提供する。

## 1 地域福祉推進事業

### (1) 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の推進

地域福祉計画を含む福祉分野の5つの個別計画の基幹計画として、推進している「逗子市福祉プラン」の理念に基づき、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の実現を目指す。

- ① 地域における支え合いのネットワークづくり
- ② 小学校区等、エリアごとの地域福祉活動体制づくり  
(住民自治協議会の動向を見ながらの連携体制づくり)
- ③ 地域の福祉力の向上
- ④ 専門機関との連携により支援へつながる仕組みづくり

### (2) 地域安心生活サポート事業

支援が必要な方々を対象に、地域の中でお互いさまサポーターを募集し、各地域で主体的に進められるよう、地域特性に応じた仕組みづくりを拡充する。

#### ① 地域住民福祉活動の仕組みづくり

地域特性にあった地域住民福祉活動の仕組みを次の活動からつくり出す。

ア 市防災安全課及び逗子市避難行動要支援者避難支援計画の情報を活用し、支援マップ作成により要支援者の情報共有を図り、見守り活動を行う。

イ 電球の付け替え・物の移動など日常生活の支援等簡単なニーズ活動をする。

ウ 自治会町内会等におけるサロンづくりや防犯・防災・環境等のニーズに対して、解決へのサポートを行う。

#### ② 地域ごとの住民福祉活動の仕組みづくり及び支援

地域包括支援センターの日常生活圏域や小学校区域及び民生委員児童委員協議会区域など、区域ごとの小地域福祉の仕組みづくりと活動を行う。また、集会への参加等で困りごとをタイムリーに解決するよう支援を行う。

### (3) 生活支援・介護予防サービス体制整備事業（逗子市からの受託事業）

生活支援コーディネーターが、地域資源の把握・開発、ネットワーク構築、各種担い手の養成・発掘、ニーズ対応活動を通じて、多様な地域資源を活用しながら、生活支援・介護予防に係るサービスの体制整備を図る。

- ① 社会資源の把握（データ管理、情報収集、更新）
- ② 担い手育成（養成講座・研修会の開催）
- ③ 地域における通いの場の推進（サロン情報冊子の発行）
- ④ 地域における支え合いの仕組みの推進
- ⑤ 総合事業の多様なサービスの検討会の開催

#### (4) 障がい福祉事業

##### ① 手話奉仕員養成講習会の開催

聴覚障がい者福祉への理解を広げることを目的として、初めて手話を学ぶ方を対象に入門課程の講習会を逗葉手話講習会講師団の協力を得て、葉山町社会福祉協議会と共催で開催する。

#### (5) 児童福祉・子育て支援事業

##### ① 体験学習施設親子スペース等に係る事業（逗子市からの受託事業）

体験学習施設の一部運営を行う。

###### ア 親子遊びの場運営事業

###### ・プレイルーム小の運営

親の活動拠点オープンスペース、子育てサークル活動等へのスペース貸出（占有利用）を行う。

###### ・プレイルーム大の運営

未就園児の親子連れが自由に訪れ、遊べる場「ほっとスペース」を運営する。

###### ・市民協働型事業の運営

「プレイリヤカー」、「陽だまりサークル」、「おもちゃ病院」等を開催し、市民交流や市民協働型の事業を展開する。

###### イ カフェ事業

通常のカフェとしての運営のほか、様々な市民活動や市民交流を促す場としての企画「スマイルキッチン」、「ちょこっとライブ」、「ちょこっとマルシェ」等の開催をする。

###### ウ 情報事業

逗子市での子育てが楽しく充実し、意欲的に取り組めることや、孤立せずに子育てできること、また、市外の子育て世代に逗子市の子育てをPRすることを目的として、逗子市子育てポータルサイトの地域情報や、子育て総合情報・応援紙「陽だまり」などの媒体を作成する。

###### エ 子育てネットワーク会議

子育てグループ、子育て世代間などの交流や情報交換などを通して、逗子市の子育てポータルサイトや子育て環境の改善、充実につなげる。

##### ② 体験学習施設における児童青少年の健全育成に係る事業（逗子市からの受託事業）

体験学習施設が0歳から18歳までの子ども達にとって継続的に利用できる場所となることを目指す。講座事業等を通して、保護者の関わりを増やし、子ども達の利用促進につなげる。

##### ③ イベント保育サポーター派遣事業（一部逗子市からの受託事業）

市内で開催される講演会・会議・催し物等の場において、乳幼児の一時保

- 育（託児）を行い、子育て中の方に対する子育て支援、社会参加を推進する。
- (6) 介護予防普及啓発・地域活動支援事業（逗子市からの受託事業）

介護予防を目的としたふれあいサロン等において、体操指導や音楽指導等の予防講座への講師派遣、運営方法について総合的なコーディネートを行う。また、地域において自発的に介護予防に資する活動を行っている団体の育成支援を行う。

## 2 ボランティアセンター事業

### (1) ボランティア活動事業

市関係セクション、ボランティア関係団体などとの連携を通して、ボランティア活動事業を充実させ、相談支援・コーディネート・啓発活動・情報収集・連絡調整を行う。

#### ① ボランティアの育成支援

登録ボランティアの育成及び活動支援に努める。また、ボランティア講座やサロン交流会を開催し、当事者理解の啓発やボランティア活動の担い手・社会資源の開発に努める。

#### ② ボランティア村の開催

例年開催される逗子市民まつりの会場の一角に、逗子市ボランティア連絡協議会と連携して開催する。

ア 社協活動・ボランティア連絡協議会・フードドライブの周知。

イ 共同募金への理解と協力。

### (2) 災害対応事業（逗子市からの一部受託事業）

逗子市が計画する逗子市避難行動要援護者避難支援計画の推進に協力するとともに逗子市災害救援ボランティアセンター設置運営訓練の開催や各地域における防災の取り組みの協力・支援を行う。

### (3) 福祉教育推進事業

#### ① 福祉教育の実施

小中学校等と連携し、大人を含め、福祉教育及び活動・実践の機会等を充実させることにより福祉への関心を高め、地域福祉活動の担い手育成へつなげる。

#### ② 中高生のボランティア体験プログラム

「サマースクール」の実施及び小中学校における「福祉学習」の協力・調整を行う。

#### ③ 福祉教育チームの運営

「福祉教育セミナー」の開催及び地域・学校に対する福祉教育アプローチを検討する。また小中学校における福祉の授業実践や、地域活動者に向けた福祉の啓発について、タスクチームを組織して実施する。

④ 各種講座の開催（逗子市からの一部受託事業）

地域住民の活動が、円満に課題解決へつながるような技術の習得を目的として、各種講座を開催する。また、オンライン活用の促進を図るとともに、住民への支援も行う。

### 3 助成事業

(1) 助成

福祉関係団体やボランティア団体に対して、助成金交付審査会の審査を経た上で助成金を交付する。また、会長の認める範囲で障がい者団体のイベント活動支援助成、ボランティア連絡協議会等への活動支援助成を行う。

- ① 各種福祉関係団体活動支援
- ② ボランティア団体活動支援

## 自立支援事業部門

地域生活支援係・在宅支援係・地域福祉推進係・さくら貝サービス事業所・地域包括支援センター

### 1 日常生活自立支援事業（神奈川県社協からの受託事業）

#### (1) 逗子あんしんセンター

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が低下してきている方を対象に、地域の中で安心して生活ができるよう支援することを目的として、次のサービスを実施する。

- ① 福祉サービス利用援助
- ② 日常金銭管理サービス
- ③ 書類等預かりサービス
- ④ 権利擁護相談
- ⑤ 弁護士による法律相談

### 2 成年後見事業

#### (1) 法人後見事業

判断能力の不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、身上監護を中心とした日常生活支援を成年後見人等として実施する。また、成年後見制度の普及や円滑な推進のため相談支援の強化、弁護士・司法書士など専門職とのネットワークを運営する。

- ① 法定後見業務
- ② 成年後見事業に関連する業務
  - ア 成年後見制度に関する相談や申立支援
  - イ 専門職との連携ネットワークの構築
  - ウ 成年後見制度の普及啓発

### 3 生活困窮者自立相談支援事業（逗子市からの受託事業）

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する。地域における自立・就労支援等の専門機関と連携し、生活困窮者の自立を促進することを目的とした自立相談支援を展開する。また、住居確保給付金に関する相談対応を実施する。

### 4 家計改善支援事業（逗子市からの受託事業）

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じる。相談者とともに家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うこと

により、相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活が再生されることを自立相談支援事業と連携し展開する。

## 5 フードドライブ事業

生活困窮者等に対し、食糧支援について市民・団体等との協働し、検討を進めると共に具体的な支援を状況に応じて実施する。また、事業周知を図り、市民の理解を促進し、食料廃棄問題の取組みとする。

## 6 生活支援事業

### (1) 資金貸付事業

#### ① 生活福祉資金貸付（神奈川県社協からの受託事業）

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員児童委員との連携による相談援助により、経済的な自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活をする事ができるよう援助する。

また、総合支援資金について、ハローワーク、逗子市との連携により相談援助、資金の貸付を行う。

#### ② たすけあい資金貸付

緊急時及び止むを得ない事情で、貸付を必要とする市民を対象に、一時的な生活費等の貸付を行い、民生委員児童委員や市生活保護担当ケースワーカーとの連携により、自立支援を目指す。

### (2) 生活援護事業

#### ① 災害援護

火災・風水害等の罹災世帯に対し、見舞金を支給する。

#### ② 交通遺児援護

交通遺児世帯に小中学校入学等に際し、祝い金を支給する。

## 7 在宅支援事業

### (1) フレンドリーヘルパー派遣事業

市内在住の高齢者等でご家族の支援が十分に受けられない状態にある方や乳幼児を子育て中の方で、一時的又は継続的に家事支援等を必要とする方を対象に、当会会員の互助事業として、日常の家事援助サービス等を実施する。また、ヘルパー養成研修を実施し、ヘルパー育成・確保に努める。

### (2) あゆむサービス事業

一時的又は継続的に家事援助等を必要とする方に対し、サービスを提供する事業であり、当該世帯の福祉の向上を図るため実施する。また、介護予防・日常生活支援総合事業における「住民主体による訪問型サービス事業」のサービス提供団体として実施する。

(3) 家族介護者支援事業（逗子市からの受託事業）

在宅で家族を介護している方を対象に、家族介護者教室の開催により、介護に必要な知識・技術の習得及び相互交流を行う。（年4回）

(4) お元気確認サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象に、平日の朝に電話等で安否確認を行い、家族等の指定先に連絡する。

(5) ひとり暮らし高齢者訪問事業（逗子市からの受託事業）

おおむね65歳以上の単身高齢者世帯を訪問し、心身の状態並びにその生活状況及び家族状況の実態を把握するとともに、生活上、介護上の相談及び助言等を行う。

## 8 介護人材育成事業

(1) 介護に関する入門的研修（神奈川県社協・逗子市からの受託事業）

職員等が講師となり、介護に関する入門研修を開催し、地域の介護人材育成と確保を図る。

(2) 介護職員初任者研修

職員等が講師となり、地域の介護保険事業所の協力を得て介護職員初任者研修を開催し、地域の介護人材の育成と確保を図る。

## 9 さくら貝サービス事業所

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護認定者が可能な限り居宅において、個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにマネジメントを行う。

逗子市、葉山町合同のケアマネジメント適正化推進事業へ積極的に参加し、サービスの質の向上に努める。

(2) 居宅訪問介護サービス事業（介護保険事業）

要介護認定者の入浴、排泄、食事の介助をはじめ、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とし、可能な限り居宅において個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービス計画に従い、身体介護及び生活援助サービスを行う。

介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、地域の高齢者の自助力の向上や介護予防へのサービスを行う。

(3) 障害者総合支援事業

① 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び重度訪問介護事業に伴う身体介護、家事援助及び通院介助サービスを実施する。

## ② 移動支援サービス

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の登録事業所として屋外での移動に困難がある障がい者について、地域での自立生活及び社会参加が円滑にできるよう外出時における移動介助サービスを適切に行う。

## 10 地域包括支援センター（逗子市からの受託事業）

逗子市の運営方針に沿い、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を目指し、各関係機関及び当会各係と連携し、事業展開を図る。

### (1) 総合相談・支援業務

地域において安心して生活できるための相談支援機関として、市や関係機関等と連携を密にし、様々な相談について、総合的に対応できる体制を構築する。また、地域の独居高齢者等の心身状況や家庭環境等についての実態把握を訪問、電話等により行い、地域で課題を抱えた高齢者を早期に把握する。

### (2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者に対し、逗子市、当会地域生活支援係、逗子市民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら権利侵害の予防及び対応を行う。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員に対する個別支援を行うとともに、ケアマネサロンの開催、地域ケア個別会議の開催、Zケアネットとの連携等を通じ、ケアマネジメント支援を実施する。

### (4) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者に対するケアマネジメント、チェックリストの実施、介護予防の啓発等を行い、要支援・要介護状態を未然に防ぐよう対応する。

### (5) 認知症に関する取り組み

#### ① 関係機関との連携

関係機関と連携し、認知症高齢者のケアマネジメント支援を行う。

#### ② 認知症サポーターの養成

地域住民が認知症の正しい知識や接し方を理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を行う。

#### ③ おれんじカフェの運営

家族介護者支援や認知症の方の居場所づくりのために「おれんじカフェ」（認知症カフェ）を家族会と協働して開催する。

#### ④ 居場所づくり

認知症の方を含む多世代共有の居場所づくりについて取り組む。

(6) 予防給付ケアマネジメント業務

要支援者に対するケアマネジメントを各関係機関と連携し行う。

(7) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を実施し、地域包括ケアシステム構築を目指す。

(8) 生活支援コーディネーター（第2層）業務

地域の様々な課題を抱える高齢者に対して、生活支援コーディネーター（第1層）や多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。

(新) (9) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対する断らない包括的な支援体制の窓口を準備・運営する。

## **その他** 企画総務係・地域福祉推進係

1 逗子市福祉会館管理運営事業（逗子市からの受託事業）  
福祉会館の指定管理者としての運営管理を適切に行う。

### 2 基金等運営事業

#### (1) あゆむ銀行の運営

当会に寄付のあった金品を、寄付者の主旨に沿い適正な配分等を行う。また、関係機関と協力し、ペットボトルキャップ回収活動によるリサイクル活動を実施する。

#### (2) 福祉基金の運営

福祉基金の適正・効果的な運用を図るとともに、基金果実を地域福祉事業の財源として活用する。

### 3 車いす・イベント機器の貸出し

在宅生活支援のための車いす、地域福祉活動推進のためのイベント機器（テント・机・イス・綿菓子機・ポップコーン機、印刷機等）を貸し出す。

### 4 社会福祉実習生の受け入れ

福祉人材の育成を目的に、近隣大学等からの依頼により、実習生を受け入れる。

### 5 駐車場管理運営事業

自主財源の確保や財政基盤を強化するために、小坪海浜地駐車場での月極駐車場の管理運営を行う。

### 6 その他

神奈川県共同募金会逗子市支会の事務局を担う。